

第 6 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(期末手当の不支給) 第20条の2 省 略 (1)～(2) 省 略 (3) 支給基準日前1月以内又は支給基準日から当該支給基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第20条の3 省 略	(期末手当の不支給) 第20条の2 省 略 (1)～(2) 省 略 (3) 支給基準日前1月以内又は支給基準日から当該支給基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第20条の3 省 略

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省 略 2 省 略 3 省 略 (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)～(3) 省 略 4～6 省 略	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省 略 2 省 略 3 省 略 (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)～(3) 省 略 4～6 省 略
--	--

（府中市職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 府中市職員の分限に関する条例（昭和31年3月府中市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(失職の例外)	(失職の例外)

第5条 任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、特に失職しないものとすることができる。

2 省 略

第5条 任命権者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、特に失職しないものとすることができる。

2 省 略

(府中市消防団に関する条例の一部改正)

第3条 府中市消防団に関する条例（昭和31年3月府中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 省 略 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 省 略 2 省 略 (1)～(2) 省 略 (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。	(欠格条項) 第6条 省 略 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 省 略 2 省 略 (1)～(2) 省 略 (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。

(府中市表彰条例の一部改正)

第4条 府中市表彰条例（昭和33年7月府中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(特例) 第7条 省 略 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 省 略	(特例) 第7条 省 略 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 省 略

(府中市職員退職手当条例の一部改正)

第5条 府中市職員退職手当条例（平成25年3月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第18条 省 略 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 省 略	(退職手当の支払の差止め) 第18条 省 略 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 省 略

2～4 省 略

5 省 略

(1) 省 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 省 略

6～10 省 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 省 略

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたと

2～4 省 略

5 省 略

(1) 省 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 省 略

6～10 省 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 省 略

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

き。

(2)～(3) 省 略

2～6 省 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 省 略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) 省 略

2～6 省 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 省 略

2～3 省 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、

(2)～(3) 省 略

2～6 省 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 省 略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) 省 略

2～6 省 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 省 略

2～3 省 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、

当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省 略

当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省 略

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(府中市職員の給与に関する条例及び府中市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の府中市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び同条第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第20条の4において準用する場合を含む。）の規定並びに第5条の規定による改正後の府中市職員退職手当条例第18条第1項及び第5項、第19条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第22条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。